

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

	一般	460円
	低所得者（Ⅱ）（市町村民税非課税世帯等）	
	90日までの入院	210円
	90日以降の入院（長期該当者）	160円
	低所得者Ⅰ（70歳以上、市町村民税非課税世帯等）	100円

※入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士、又は
栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）
適温で提供しています。